



厚生労働省発基 1009 第 4 号
令和 8 年 10 月 9 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第1 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

- 1 労働者災害補償保険法第八条第二項の規定による給付基礎日額の算定は、石綿にさらされる業務に従事したことによる中皮腫、気管支若しくは肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺、じん肺管理区分が管理二、管理三若しくは管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則第一条第一号から第五号までに掲げる疾病若しくは良性石綿胸水にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の当該疾病の発生が診断により確定したときに当該労働者がその疾病の原因となった業務に従事した最後の事業場を退職している場合又は疾病にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の疾病がその原因となった業務に従事した最後の事業場の退職時から二十年を経過した後に発生したものである場合には、疾病の発生が診断により確定した日を基礎として算定した平均賃金に相当する額（以下「発症時平均賃金の額」という。）とすることにより行うものとする。ただし、疾病の発生が診断により確定した日において事業主に雇用されていない場合を除く。
- 2 1にかかわらず、次の（１）及び（２）に掲げる場合においては、それぞれ（１）及び（２）に定める額とする。ただし、疾病の発生が診断により確定した日において事業主に雇用されていない場合を除く。
 - （１）発症時平均賃金の額が、その事業場を退職した日（賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日をいう。（２）において同じ。）以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した額を基礎とし、疾病の発生が確定した日までの賃金水準の変動を考慮して厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額に満たないとき。 厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額
 - （２）その事業場を退職した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額が不明である場合において、発症時平均賃金の額が、疾病の発生が確定した日を起算日として厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額に満たないとき。 厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額
- 3 その他所要の改正を行う。

第2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

- 1 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の厚生労働省令で定める保険給付に、第1の1により算定した給付基礎日額を用いて算定した保険給付を追加し、当該保険給付にあつては、疾病の原因となった業務に従事した最後の事業場における賃金額をもとに算定した額に相当する額により算定することとする。
- 2 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める。